

新しい退職給付会計

企業会計基準委員会 (ASBJ)
専門研究員

中根正文氏

目次

- | | |
|--------------------------|---------------|
| 1. はじめに | 3. IASB の公開草案 |
| 2. ASBJ が公表した退職給付に係る公開草案 | 4. 質疑応答 |

1. はじめに

本日はASBJが公表した退職給付に係る公開草案及び国際会計基準審議会（IASB）が公表した退職給付会計に係る公開草案をご説明したい。本日私が申し上げる内容や意見は、説明者個人に属し企業会計基準委員会の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて説明者個人に属する。

2. ASBJ が公表した退職給付に係る公開草案

(1) 改定の経緯

ASBJの退職給付に係る公開草案の経緯について簡単にご説明したい。現行基準である企業会計審議会「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」及び「退職給付に係る会計基準」は平成10年6月に施行された古いものであり、10年ぶりの改定であるともいえる。このわが国の現行の退職給付会計がIFRSと差があるのかということについては、2005年7月のEU同等性評価において、IFRSと全体として同等と判断されている。ただし、完全に一致しているかというところではなく、重要ではないIFRSとの差異は依然として存在する。ASBJとIASBは、平成19年8月に「東京合意」を締結しており、退職給付に関する会計基準については、国際的な見直しの議論と歩調を合わせて中期的に取り組むこととしている。中期的という意味であるが、IASB自体がIFRSの退職給付に関する会計基準の見直しを進めているため、その動向とあわせて、ASBJも共に検討をしていくという意味である。

現在、IASBは現行基準であるIAS第19号「従業員給付」を見直し中であるが、ここで注意していただきたいのは、現在のIASBの見直しのフェーズ（パート1）は米国財務会計基準審議会（FASB）との共同プロジェクトではないことである。すなわち、この改定後においてもIFRSと米国会計基準のコンバージェンスは達成されないということある。ではどうなるかというと、2011年7月以降に、パート2として包括的な見直しが始まる見込みであり、ここで共通化が行われることが考えられる。IASBは、2008年3月にディスカッション・ペーパー「IAS第19号『従業員給付』の改定に係る予備的見解」を公表し、つい先

日の2010年4月29日に公開草案「確定給付制度」を公表している（コメント期限は9月6日まで）。2010年4月時点の作業計画によれば、2011年第1四半期（1月－3月）までに最終基準を公表予定である。

(2) ASBJの公表した「退職給付会計の見直しに関する論点整理」

ASBJは平成21年1月に「退職給付会計の見直しに関する論点整理」を公表している。この論点整理の中では、IASBのディスカッション・ペーパーで取り上げられていた項目のほか、IASB及びFASBがこれまでの検討の中で取り上げた項目や、現状で国際的な会計基準と異なる可能性のあるわが国での取り扱いについても幅広く取り上げている。今後、退職給付に関する会計基準等をどのように見直していくかについての検討に資するよう、幅広く意見を求めた。ASBJは、論点整理に寄せられたコメントも踏まえ、平成21年9月に更新したプロジェクト計画表の中で、退職給付プロジェクトを下記の2つに分けて進めることとした。

- ステップ1：①現行のIAS第19号の定めのうち、前述のIASBによる見直しが行われても、なお変わらない部分及び②IASBによる見直しのうち、方向性が定まっていると考えられる部分について、わが国の退職給付に関する会計基準のコンバージェンスが進むように見直す（本公開草案）
- ステップ2：IASBによる見直しのうち、数理計算上の差異及び過去勤務費用の包括利益計算書上での取り扱いに関連する部分について、IASBの動向を踏まえて検討する

ステップ1が終了した後に、ステップ2について検討を行う予定である。ASBJは、ステップ1の一環として、平成22年3月18日に、企業会計基準公開草案第39号「退職給付に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第35号「退職給付に関する会計基準の適用指針（案）」を公表している。コメント期限は、平成22年5月31日であり、平成22年第4四半期（10月－12月）までに最終基準化する予定である。その後、ステップ2として、平成23年上半年に論点整理を、同年下半期には公開草案を公表する予定である。

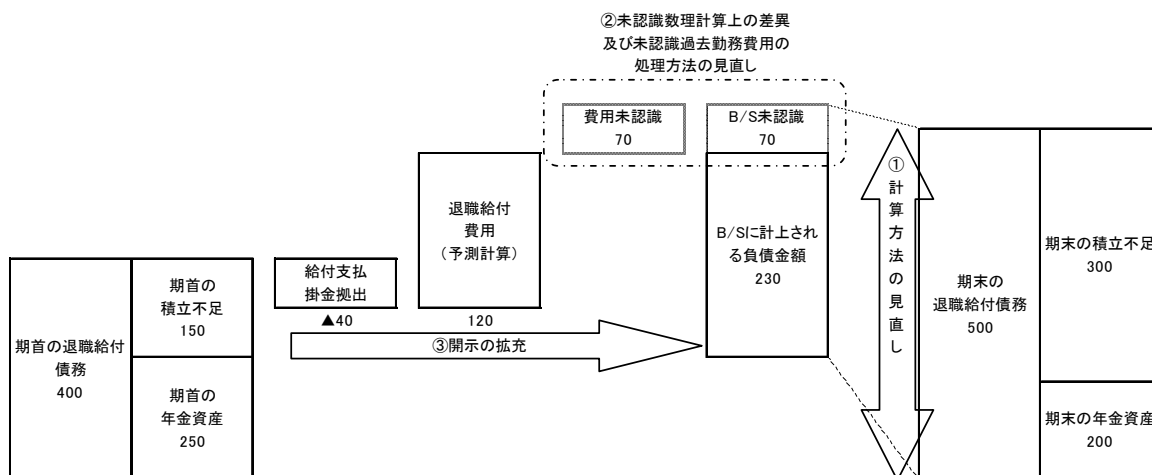
(3) ASBJの公開草案の概要

公開草案は、すべてを新たに作ったというものではなく、次の現行の会計基準等を統合し、必要な部分について改正を行ったものである。よって、変更点はそれほど多くないものと考えられる。

		改正する又は統合する会計基準等（改正前会計基準等）
会計基準案	改正	■企業会計審議会「退職給付に係る会計基準・同注解」
	統合	■企業会計審議会「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」
		■企業会計基準第3号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」 ■企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その3）」
適用指針案	改正	■日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」
	統合	■企業会計基準第14号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その2）」 ■日本公認会計士協会「退職給付会計に関するQ&A」

具体的にどこが変わったかという点、主として3点である。新聞報道等で注目されたものは②のB/S即時認識のところである。

- ① 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し
- ② 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法の見直し（いわゆるB/S即時認識）
- ③ 開示の拡充（増減内容の開示）



公開草案によるその他の変更点は下記の通りであるが、細かい改正点であるため、本日は割愛する。

- ① 複数事業主制度の取扱いの見直し
- ② 長期期待運用収益率の考えの明確化

下記の通り、名称等の変更も今回行われている。従来は退職給付引当金と呼ばれていたものについては、B/S即時認識の結果、必ずしも引当金とは呼べない部分もあることから、退職給付に係る負債という名称に変更された。

改正前会計基準等	本公開草案
退職給付引当金	退職給付に係る負債
前払年金費用	退職給付に係る資産
過去勤務債務	過去勤務費用
期待運用収益率	長期期待運用収益率

(4) 退職給付債務の計算ステップ

ここで説明を申し上げるのは、上述の概略図における①の部分である。公開草案では、改正前会計基準等と同様に、次の計算手順で退職給付債務及び勤務費用、利息費用を計算することとなっている。下記のそれぞれのステップについて、公開草案による変更がある。

- ① 退職により見込まれる退職給付の総額（退職給付見込み額）の見積もり
- ② 退職給付見込み額のうち期末までに発生していると認められる額の計算
- ③ 退職給付債務の計算（割引計算）

(5) 退職給付見込額の計算

退職により見込まれる退職給付の総額（退職給付見込額）は、予想退職時点ごとに確率を見込んで計算する。例えば、現在40歳の従業員について、定年で退職する場合の計算では、定年時点までの昇給を見込んだ上で、20年後に1,000（100×10.0）を支払うと予想することになる。

(例) 給付算定式上の支給倍率と(予想)給与

	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳 (定年)
(予想)給与	30	40	60	80	100
支給倍率	0.0	1.0	3.0	6.0	10.0

改正前会計基準等では、「確実に見込まれる」昇給等を考慮していたが、公開草案では「確実に見込まれる」ことまで要求されておらず「予想される昇給等」を考慮することと改定されている。当該変更の理由であるが、①国際的な会計基準では確実性まで求められていない②超長期のキャッシュ・フローの予測は不確実なものであり、確実に見込まれるものに限定することは適当ではないということである。「確実に見込まれる」から「予想される」に変更された影響であるが、確かに範囲が広がるものと考えられるが、専門委員会では、大きな影響はないのではないかという意見が多かった。

(6) 期間帰属方法の見直し

今回の大きな変更点の一つとして、期間帰属方法の見直しがある。公開草案では、期間帰属方法について、国際的な会計基準と同様に給付算定式に従う方法を導入している。また、従来から認められていた期間定額基準についても、選択方法として存続させている。

	改正前会計基準等	公開草案	IFRS
原則	期間定額基準	期間定額基準 又は 給付算定式に従う方法 (注2)	給付算定式に従う方法 (注2)
容認 (注1)	支給倍率基準 ポイント基準 給与基準	-	-

(注1) これらの期間帰属方法によった場合、労働の対価を合理的に反映しているといえない結果になるときは、当該方法の採用は求められない

(注2) 給付算定式に従った給付額が著しく後加重（バックロード）である場合、定額で補正する

名称	定義	特徴
期間算定額基準	退職給付見込額について全勤務期間で除した額を各期の発生額とする方法。	定年まで、定額の退職給付費用（勤務費用）が発生する。
給付算定式に従う方法	退職給付見込額について退職給付制度の給付算定式に従って各勤務期間に帰属させた額を、各期の発生額とする方法。	通常、勤続年数に応じて、退職給付費用（勤務費用）が増加する。
	なお、この方法による場合、勤務期間の後期における給付算定式に従った給付額が初期よりも著しく高い水準となるときには（バックロード）、当該期間の給付額が定額で生じるとみなして補正した給付算定式に従わなければならない。	一定の期間については、定額の退職給付費用（勤務費用）が発生する。

期間帰属方法の変更の影響

- 給付算定式に従う方法は、従来の支給倍率基準又はポイント基準と原則として同じ結果になることが考えられる
- 期間定額基準から給付算定式に従う方法へ変更する場合、退職給付債務が増加するか、あるいは、減少するかについては一概にいけない（企業ごとに異なる）
- 期間定額基準から定額で補正した給付算定式に従う方法へ変更する場合には、退職給付債務は増加することが多いものと考えられる（給付算定式が頭打ちになるケース）

期間定額基準を残した理由

期間定額基準については、①IFRSとのコンバージェンスを進める観点や②習熟度に関係なく全ての年齢においても定額の退職給付費用が発生してしまう等の問題点から廃止も検討されたが、給付算定方式に従う方法については適用の方法が難しいという問題点（①バックロードに関する明確な定めがIFRS上存在しない。②ポイント制を採用している企業に対してどのように給付算定方式を適用して良いのか不明である。）があるため、給付算定式に従う方法だけとせず、両者の選択適用を認めるものとした。

(7) 割引率の見直し

改正前会計基準等では、割引率の基礎となる期間について、「退職給付の見込支払日までの平均期間を原則とするが、実務上は従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とすることもできる」とされていたが、公開草案では、割引率は、退職給付の見込み支払日までの期間ごとに設定された複数のものを使用すること（いわゆる「イールド・カーブでの割引」）を原則的な考え方とされた。ただし、実務上は、給付見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用することができるとしている。従前は、国際的な会計基準とは異なる割引率が用いられていたが、公開草案によってIFRS等と同じ割引率が用いられることが期待される。しかし、公開草案では、重要性基準（退職給付債務の10%を超えない限りは従前の割引率を使用することができる）を存続させているため、IFRS等と異なる割引率が用いられ、異なる退職給付債務が計算される可能性がある。

(8) B/S即時認識

公開草案は、ASBJが平成21年12月に公表した、企業会計基準公開草案第35号「包括利益の表示に関する会計基準（案）」で示された取扱いを前提としている。

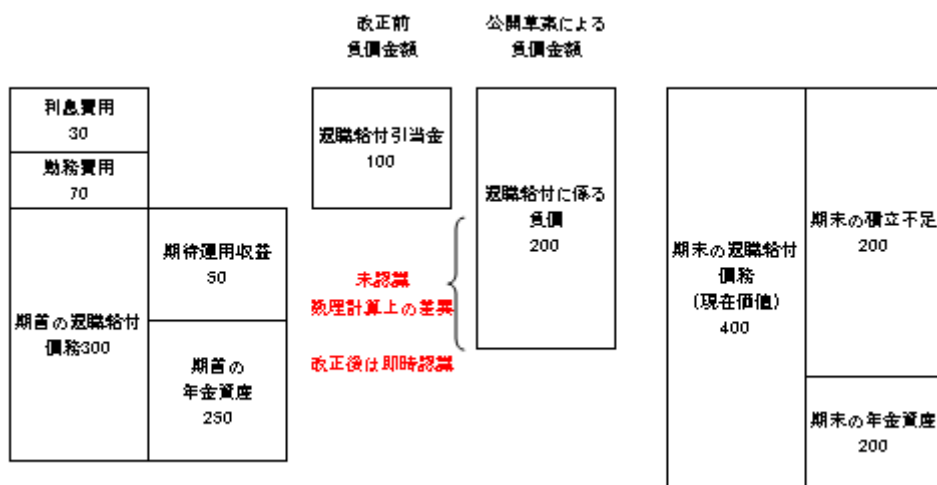
- 包括利益＝当期純利益（又は少数株主損益調整前当期純利益）＋その他の包括利益（OCI）
- その他の包括利益累計額＝その他の包括利益の全期間の累計額
- その他の包括利益の具体例としては、その他有価証券評価差額金や為替換算調整勘定、繰延ヘッジ損益などがある

仮に包括利益の取扱いを前提としない場合、純資産の部の評価・換算差額に直接計上することになるため、「包括利益の表示に関する会計基準（案）」が仮に成案にならずとも、B/S即時認識できることとなる。

公開草案による変更点（貸借対照表上での取り扱い）

改正前会計基準等では、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用（数理計算上の差異及び過去勤務費用のうち費用処理されていない部分）については貸借対照表上に計上せず、これに対応する部分を除いた、退職給付債務と年金資産の差額（以下「積立状況を示す額」という。）を、負債（又は資産）として計上することとしていた。

公開草案では、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用を、税効果を調整の上で貸借対照表の純資産の部（その他の包括利益累計額）で認識することとし、積立状況を示す額をそのまま負債（退職給付に係る負債）又は資産（退職給付に係る資産）として計上する。したがって、期末に市場環境が悪化して積立不足が発生した場合、積立不足額をB/S上は即時認識することとなる。



公開草案による変更点（損益計算書及び包括利益計算書上での取扱い）

公開草案は、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の費用処理方法については変更しておらず、改正前会計基準等と同様に、平均残存勤務期間以内の一定の年数で定期的に費用処理することとしている。数理計算上の差異及び過去勤務費用の当期発生額のうち、当期に費用処理されない部分を、その他の包括利益を通じてその他の包括利益累計額に計上し（税効果考慮後）、その後の期間に当期純利益を構成する項目として費用処理する際に、その他の包括利益の調整（組替調整、いわゆる「リサイクル」）を行うこととなる。要するに、積立不足が純利益に与える影響はないが、その他の包括利益として認識するという点が従前と大きく異なっている。

改正前会計基準等の処理（遅延認識）

2年で費用処理すると仮定した例で示せば、改正前会計基準等では、下記の図のようになる。退職給付引当金は予測計算された債務に遅延認識された費用項目を足すことによって、計上されていた。

X1年度の仕訳		X2年度の仕訳		X3年度の仕訳	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
仕訳なし		退職給付費用 50	退職給付引当金 50	退職給付費用 50	退職給付引当金 50

X1年度末の、退職給付引当金の構成要素		X1年度末の貸借対照表		X2年度末の貸借対照表		X3年度末の貸借対照表	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
期末の退職給付債務 400	期末の年金資産 200						
	未認識数理計算上の差異 100						
	予測による積立不足100						
		利益剰余金 (負の値)	退職給付引当金 100	利益剰余金 (負の値)	退職給付引当金 150	利益剰余金 (負の値)	退職給付引当金 200

公開草案における処理（B/S即時認識）

公開草案における処理は、下記の通りとなっている。注意していただきたいのは、純利益に与える影響は従改正前会計基準等と変わらないという点である。積立不足を遅延認識することなく負債として認識し、相手勘定を包括利益として認識し、その後、組替調整を通じて包括利益から費用として認識を行っていく。貸借対照表の観点からリサイクルの効果を見れば、その他の包括利益から利益剰余金に振り替わるという効果があるといえる。

X1年度の仕訳		X2年度の仕訳		X3年度の仕訳	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
その他の包括利益 100	退職給付に係る負債 100	退職給付費用 50	その他の包括利益 益50	退職給付費用 50	その他の包括利益 益50

純利益に与える影響は従前と変わらない

X1年度末の、退職給付に係る負債の構成要素		X1年度末の貸借対照表		X2年度末の貸借対照表		X3年度末の貸借対照表	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
期末の退職給付債務 400	期末の年金資産 200						
	未認識数理計算上の差異 100	その他の包括利益 益累計額	退職給付に係る負債 200	その他の包括利益 益累計額	退職給付に係る負債 200		
	予測による積立不足100	利益剰余金 (負の値)		利益剰余金 (負の値)		利益剰余金 (負の値)	

積立不足を即時認識

組替調整を伴わないOCIでの即時認識

IASBの公開草案の処理である組替調整を行わない場合の処理は下記の通りとなる。リサイクルを行わない場合、純利益に与える影響は従前と異なることとなる。なぜ、ASBJが今回の公開草案で、IASBの公開草案と異なる処理を採用したかと疑問に思われるかもしれないが、上述の通りASBJでは2段階で改正を考へており、数理計算上の差異をその他の包括利益として認識するのか損益計算書で認識するのか、リサイクルを行うべきか否か等の論点については、ステップ2において検討する見込みである。なお、貸借対照表に計上される金額は、日本基準・IFRS・米国基準において、ほとんど同じである。

X1年度の仕訳		X2年度の仕訳		X3年度の仕訳	
(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
その他の包括利益 100	退職給付に係る負債 100	仕訳なし		仕訳なし	

純利益に与える影響が従前と異なる。

X1年度末の、退職給付に係る負債の構成要素		X1年度末の貸借対照表		X2年度末の貸借対照表		X3年度末の貸借対照表	
		(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)	(借方)	(貸方)
期末の退職給付債務 400	期末の年金資産 200	利益剰余金 (負の値)	退職給付に係る負債 200	利益剰余金 (負の値)	退職給付に係る負債 200	利益剰余金 (負の値)	退職給付に係る負債 200
	再測定 100						
	予測による積立不足 100						

上述の通り、従前の処理の場合は、リーマン・ショックのように運用状況が著しく悪化した場合であっても、負債が即時に増加することはなかったが、今回のASBJの公開草案における処理の場合は、即時認識により純資産が即時に影響を受けるため、運用状況の悪化によって債務超過になるというケースも考えられる。ただし、ご注意いただきたいのは、積立不足額の全額が純資産に影響を与えるのではなく、税効果の影響もあるため、単純に言うならば6掛けの金額が純資産に影響を与えることになる。もっとも、経営状況が悪化している会社の場合は繰延税金資産を計上することができない場合がありうるので、積立不足の全額が純資産に影響を与える可能性もある。

(9) 開示の拡充

現在の国際的な会計基準で採用されているものを中心に開示項目を拡充している。

① 退職給付の会計処理基準に関する事項

- 退職給付見込額の期間帰属方法は注記対象となっている（現行基準と同様）。ただし、期間帰属方法は連結会社間で統一する必要はなく、具体的にどの企業がどの方法を適用しているかまでは識別できない（現行基準でも同様である）。給付算定方式に従う方法による場合、定額での補正が必要になることがあるが、連結会社のうち、どの企業が当該補正をしているか否かについても注記は求められていない（IFRSでも同様に求められない）。

② 企業の採用する退職給付制度の概要

③ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	200,000
勤務費用	6,900
利息費用	6,000
制度加入者からの拠出額	100
数理計算上の差異の当期発生額	500
外貨換算の影響による増減額	-900
給付の支払額	-11,200
過去勤務費用の当期発生額	750
企業結合の影響による増減額	500
制度の終了による増減額	-150
期末における退職給付債務	202,500

④ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	140,000
期待運用収益	5,250
数理計算上の差異の当期発生額	-1,050
外貨換算の影響による増減額	-300
事業主からの拠出額	10,300
制度加入者からの拠出額	100
給付の支払額	-8,000
企業結合の影響による増減額	300
制度の終了による増減額	-100
期末における年金資産	146,500

⑤ 退職給付及び年金資産と貸借対照表で計上された退職給付に係る負債及び資産への調整表

積立型制度の退職給付債務	151,500
年金資産	-146,500
	5,000
非積立型制度の退職給付債務	51,000
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	56,000
退職給付に係る負債	58,000
退職給付に係る資産	-2,000
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	56,000

⑥ 退職給付に関連する損益

勤務費用	6,900
利息費用	6,000
期待運用収益	-5,250
数理計算上の差異の当期の費用処理額	2,000
過去勤務費用の当期の費用処理額	200
制度の終了による損益	50
確定給付制度に係る退職給付費用	9,900

⑦ その他の包括利益で計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳

- (未認識) 数理計算上の差異
- (未認識) 過去勤務費用
- 会計基準変更時差異 (の未処理額)

⑧ 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳

⑨ 年金資産に関する事項 (年金資産の主な内訳を含む)

株式	30%
債券	16%
現金	31%
不動産	18%
その他	5%
合計	100%

- 長期期待運用収益率の設定方法：年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

⑩ 数理計算上の計算基礎に関する事項

⑪ その他の退職給付に関する事項

下記を注記することにより、退職給付に関して次年度のキャッシュ・フローを予測することができる。

- 事業主が翌年度に支払うと予想される拠出の概算額 (外部積立に対する拠出)
- 事業主が翌年度に受給権者に支払うと予想される退職給付の概算額 (外部積立以外の直接支払い)

(10) 適用時期

B/S即時認識、開示の拡充は、平成24年度3月期の期末から強制適用となる。退職給付債務の計算方法の見直しは、平成25年3月期の期首から強制適用となる。いずれも早期適用が可能である。

このように2つの適用時期がある理由は、前者の方は損益に影響を与えないため、必ずしも期首から適用する必要はないという理由からである。一方で、後者については、当期純利益・利益剰余金に影響を

与えるため、期末からの適用は理論上できないため、期首からの適用ということとなった。

3. IASB の公開草案

・IASBの公開草案の概要

IASBは平成22年（2010年）4月29日に、公開草案「確定給付制度」を公表（コメント期限は9月6日まで）した。

主な提案内容は下記の5点である。

- 数理計算上の差異（再測定）の遅延認識の廃止（その他の包括利益で即時認識（組替調整、いわゆるリサイクルなし））
 - ◇ 現行IAS第19号は、数理計算上の差異について、2つの選択肢を認めている。①回廊アプローチを用いて、遅延認識（即時認識も可）を行う（我が国の改正前会計基準と同様に、貸借対照表上も遅延認識される）②その他の包括利益を通じて、そのまま利益剰余金に計上する（即時認識）。現状では、①と②の採用割合はほぼ半々であると感じている。②の処理によった場合、数理計算上の差異はまったく費用認識されず、クリーン・サープラス関係も保たれない。クリーン・サープラス関係とは、損益計算書で計算された期間損益と、貸借対照表における純資産（利益剰余金）の増減額（資本取引による増減額は除く）が等しくなる関係をいう。
 - ◇ IASBのディスカッション・ペーパー（2008年3月公表）では、遅延認識の選択肢を廃止する場合、数理計算上の差異を当期純利益で即時認識する方法と、その他の包括利益で即時認識（リサイクルなし）する方法が考えられるとされていた。
 - ◇ IASBは2009年1月に、いったん、当期純利益で即時認識する方法を暫定合意したが、その後に審議を重ね、2009年11月に、その他の包括利益で即時認識（リサイクルなし）する方法を改めて暫定合意した。
- 過去勤務費用の遅延認識の廃止
 - ◇ ASBJの公開草案及び米国の会計基準では過去勤務費用の遅延認識が認められているが、IASBの公開草案では、過去勤務費用の遅延認識が廃止されている。
- 期待運用収益の（考え方の）廃止
 - ◇ 現行のIAS第19号では、年金資産に期待運用収益率を乗じたものを期待運用収益、退職給付債務に割引率を乗じたものを利息費用としている。
 - ◇ IASBの公開草案ではこれを改め、給付建負債の純額（退職給付債務と年金資産の差額（退職給付に係る負債）をいい、アセット・シーリングの影響があればこれも含む）に割引率を乗じたものを「利息の純額」として計算することを提案している。従来の長期期待運用収益率による方法よりも、収益相当部分（費用のマイナス）が小さくなることが予想される。
- 退職給付費用の分解表示を強制
 - ◇ 現行のIAS第19号では、退職給付費用の構成要素（勤務費用、利息費用、期待運用収益、数理計算上の差異等）について、分解表示が容認されている（ASBJの公開草案及び公開草案並びに米国の会計基準では、原則としてすべてを純額で表示しなければならない）。
 - ◇ IASBの公開草案では、構成要素（①勤務費用②財務費用③再測定）への分解表示を強制としている。日本基準と米国基準では、営業費用として純額で表示されるのに対し、IASBの公開草案では、勤務費用・過去勤務費用は営業費用、利息費用の純額は財務費用、再測定はその他の包括利益として表示されることとなるため、基準間で大きな違いの出る箇所だと考えている。

➤ 開示項目の見直し

主要基準（公開草案を含む）間の比較

下記のIASBの公開草案とASBJの公開草案の相違点は、ステップ2で取り上げられることが考えられる。

	現行の日本基準	現行のIAS第19号	IASBの公開草案	ASBJの公開草案	米国の会計基準
期待運用収益の計算方法	期待運用収益率	長期期待運用収益率	割引率を用い、利息費用とネット	長期期待運用収益率	長期期待運用収益率
数理計算上の差異(再測定)					
純利益でも認識(遅延認識)					
B/S上も遅延認識	○	△(選択肢)			
OCI(リサイクル) -B/S即時認識				○	○
回廊アプローチ/重要性基準	重要性基準	回廊アプローチ		重要性基準	回廊アプローチ
OCIだけで認識 (リサイクルなし)		△(選択肢)	○		
過去勤務費用(遅延/即時)	遅延認識	(権利未確定分は) 遅延認識	即時認識	遅延認識	遅延認識
構成要素の表示方法	一括表示	分解できる	分解を強制	一括表示	一括表示

日本の重要性基準については、上述の論点整理ステップ2の段階で見直すべきかが検討されることが考えられる。

4. 質疑応答

質問：開示、とりわけ年金資産の内訳についてお伺いしたいが、通貨別の内訳は開示されるのか。また、雛形のようなものはあるのか。

回答：開示する内容については適用指針に記載があるが、外国債券・外国株式等で開示することまでは求められていないため、企業の自主性に委ねられている。適用指針の開示例が雛形になるものと考えている。

本稿は平成22年5月6日に行われた日本証券アナリスト協会主催勉強会の要旨を講師の了解を得て掲載するものです。企業会計基準委員会（ASBJ）は3月18日に、退職給付に関する会計基準と適用指針の公開草案を公表しました。また、国際会計基準審議会（IASB）もIAS19号「従業員給付」の改訂作業を進めており、近々、公開草案を公表する予定です。いずれも、これまで遅延認識していた数理計算上の差異をOCI（その他包括利益）で即時認識することで、退職給付に関する会計基準に大きな変化と影響を及ぼす重要な公開草案です。ただし、日本案はOCIで認識した差異をリサイクリングする（いずれ純利益に振り返る）のに対して、IASB案はリサイクリングを認めない点で大きな相違もあります。当協会としても、是非とも会員の意見を集約した上で意見書を提出したいと考え、意見集約の前提としてASBJの연구원の方を講師に招き、現在の退職給付会計との相違や公開草案の特色などを解説していただく勉強会を開催しました。